



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町 1-40

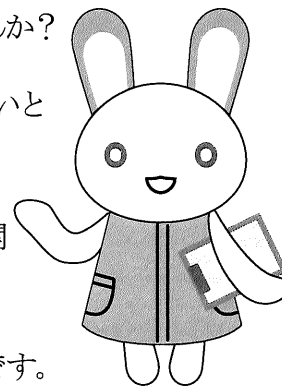
三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)がはじまります

最近、テレビコマーシャルで「マイナンバーがはじまりますよ」と言っているのを見たことはありませんか？官民一体の一大プロジェクトが間近に迫って、にわかに周知活動が活発になっています。

しかし、マイナンバーという言葉自体知らない方や、言葉は聞いたことあるけれど内容がよくわからないという方向けに、マイナンバー制度の要点をまとめてみました。



● マイナンバー制度とは？

マイナンバー制度は住民票を有する国民ひとりひとりに12桁の番号を割り振り、複数の行政機関に存在する個人の情報を効率的に管理し、横断的に活用することを目的として創設されました。

● 利用範囲は？

マイナンバーは社会保障・税・災害対策の分野で法律に定められた事務のみに使用される予定です。

社会 保 障

- ・年金、雇用保険の資格取得、確認、給付
- ・医療保険の保険料徴収等手続き

税

- ・源泉徴収票、確定申告書、届出書、調書等に記載

災 害 対 策

- ・被災者台帳の作成
- ・被災者生活再建支援金の支給事務

● 自分の番号は？

今年の10月から順次、住民票の住所に簡易書留で「通知カード」が届きます。この通知カードに自分の番号が記載されています。なお、平成28年1月以降、この通知カードを市町村の窓口を持って行き申請すると、身分証明書としても活用できる「個人番号カード」の交付が受けられます。

● マイナンバーの利用開始はいつ？

従業員がいる個人事業主の皆さんは、従業員のお給料から源泉徴収して所得税を納めていますね。

平成27年分の年末調整から、源泉徴収票に事業主・従業員・扶養家族のマイナンバーを記載することになります。皆さんの番号を確認しておいてください。

● 安全管理

マイナンバーは原則として生涯を通じて同じ番号を利用するため、マイナンバーを取り扱う業務を行う者は個人番号や特定個人情報が漏えいしないよう、注意しなければなりません。従業員のマイナンバーも慎重に管理しなければなりません。

以上、マイナンバー制度について簡単にまとめました。詳しくは同封の資料をご確認ください。マイナンバーの具体的な運用については未定な部分も多く、今後情報が入り次第お伝えしていきます。

専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう (源泉所得税納付)

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。

(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!) 納付期限は**7月10日(金)**です。

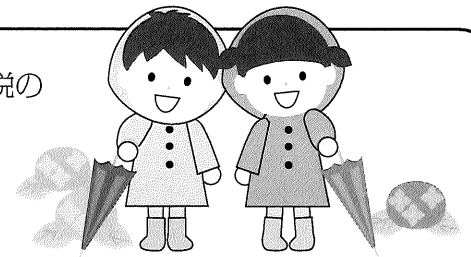
源泉所得税納付事務集合相談会 集合指導形式 (各自ご自分で作成されたものを確認します)	
会 場	福岡県青色申告会連合会 会議室 (パソコン教室)
日 程	7月3日(金)・6日(月) 10時～12時 13時～16時 ※所要時間はおおむね30分程度です
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収簿 (月別の各人別給与、賞与の金額 1月～6月までの合計額) ・扶養控除等申告書 (従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日) ・税務署から送られてきた納付書 (ピンク色で印刷された複写式用紙) ・印鑑
手 数 料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。 ※ 代行依頼の場合は、2,160円 (一事業所) になります。

※上記日時に必ずご出席下さい。
上記以外の個別指導の場合は有料になります。

平成27年分所得税の予定納税の準備はお済みでしょうか！

平成27年分所得税の予定納税

平成26年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日(金)に平成27年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。



予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合や、災害を受けたり、業績不振などのため、平成27年分の所得税の見込納税額が平成26年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、平成27年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

減額申請書の提出期限は年2回

(1) 7月減額申請

平成27年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月15日(水)までに税務署に提出しなければなりません。

(2) 11月減額申請

平成27年11月30日の現況で申告納税見積額を計算し、11月16日(月)までに税務署に提出しなければなりません。

予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、平成27年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息(平成27年分は年1.8%)をつけて返金してくれます。予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡下さい。

税務相談日のお知らせ

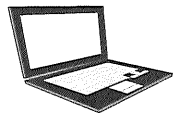
(税理士による無料相談)

ご相談の際は、**ご予約**をお願い致します。

6月2日(火)・6月18日(木)・7月21日(火)

※各日10時～12時/13時～16時
※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々
※上記は都合により変更する場合がございます。

青色申告会で帳簿入力！ 教室を無料自習室として 開放しています！



帳簿の進み具合はいかがですか？自宅や事務所だと、他の用事で集中できない方もいらっしゃるのではないのでしょうか？そんなときには、事務局のパソコン教室で集中して帳簿の入力をさせてはいかがでしょうか？持参される物は、通帳や領収書等の日常取引の入力に必要な書類とUSBメモリだけです。

パソコンは教室に準備しております。

分からない事はその場でスタッフに質問できます。

特に来年から消費税の課税事業者になる方は、計算方法の選択により届出書の種類が違います。選択を誤ると納税額にかなり差が出る場合もあります。なるべく早目に記帳を済ませて、事前にシミュレーションができるようにしておきましょう。

※講習会等で教室を使用している場合は利用できませんので、事前にご予約をお願い致します。

※記帳確認も一緒にご希望の場合は、その旨をお申し付け下さい。

6月29日(月)は会費の口座振替日です

同封の『会費等納入のお願い』をご確認下さい。
ご不明な点がございましたら、**6月16日(火)**までに、ご連絡をお願い致します。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内にございます口座へお振り込みいただくか、ご来会のうえご入金下さいますようお願い申し上げます。

アフラックからの お得なお知らせ

アフラックのガン保険・医療保険EVERにご加入中の皆様へ朗報！ 団体割引で保険料が安くなります！

青色申告会は、アメリカンファミリー生命保険会社と団体(集団)取扱契約を締結しております。新規にご加入の場合だけでなく、他にご加入の方でも契約内容はそのまま、青色申告会の会員として団体保険料にてお得に契約できます。これを機会に是非ご連絡下さい！
お問い合わせは事務局まで

行事予定日	行事内容
6月12日(金)	福岡県青色申告会連合会 定時総会(事務局は閉めます)
6月15日(月)～19日(金)	博多税務署・商工会議所と共催の説明会
6月25日(木)	協同組合PCサポートセンター 定時総会
6月29日(月)	当会会費口座振替日
7月3日(金)・6日(月)	源泉税納付事務指導会 ※詳細は表面をご覧ください
7月10日(金)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限

祇園支部NEWS

メール: info@aioiro-f.com
HP: http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel: 092-283-7177 FAX: 092-283-7176
当会発信専用番号: 070-5416-5221

編集 後記

6月12日は当連合会の総会です。この日は事務局を留守に致しますのでご了承下さい。ところで、祇園支部にはまだ総会がありません。その代わりと言ってはなんですが、夏には「ビアガーデン」、秋には「会員の集い」の開催を予定しております。今年のビアガーデンは他会の青年部と合同で少し盛大な催しになる予定です。異業種交流会も兼ねておりますので、奮ってご参加下さい！